

松阪市環境懇話会設置要綱

(設置)

第1条 松阪市環境懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 懇話会は、当市の生活環境、文化・歴史環境、自然環境の現況と問題点を話し合い、良好な環境の形成に努めるために、環境基本条例の制定を含めた今後の環境行政施策に対し提案・要望をするものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員関係者
- (3) 事業者関係者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、施行日より平成15年3月31日までとする。

(座長及び座長代理)

第5条 懇話会に座長を置く。また、必要に応じ座長代理を置くことができる。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、懇話会の進行、とりまとめを行うものとする。

4 座長代理は、やむを得ない理由により会議等に出席できない場合に座長に代わって執り行うものとする。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。

(意見)

第7条 座長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月11日より施行する。